

制度のお知らせ

【令和6年度の保険料の案内】

- ◆7月に保険料額を個別にお知らせいたします。
- ◆今年も、保険料の決定通知書と保険証を別々に郵送します。

＜保険料の計算方法＞

$$\begin{array}{ccc} \text{均等割} & \text{所得割} & \text{1年間の保険料} \\ \text{【1人当たりの額】} + \text{【本人の所得に応じた額】} & = & \text{【限度額 80 万円】} \\ 52,953 \text{ 円} \quad (\text{令和5年中の所得一最大 43 万円}) \times 11.79\% & & (100 \text{ 円未満切り捨て}) \end{array}$$

○1年間の保険料の上限は、令和6年度は **80 万円** です。

○年度の途中で加入した場合は、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

～令和6年度には限度額と所得割額について激変緩和措置があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格習得した方」および「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課の基となる所得金額が58万円を超えない方については、所得割10.92%として算定します。

◆保険料の軽減

① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金等にかかる所得は、さらに15万円を引いた額で判定いたします。

対象者の所得要件 世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額	均等割の軽減割合	年間の均等割額
	令和6年度	
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	7割	15,885円
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	5割	26,476円
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	2割	42,362円

※「給与所得者等」とは、以下のいずれかに該当する方です。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ **均等割が5割軽減** となります。
(52,953円 → 26,476円)

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。